

福知山公立大学自己点検・評価実施要領

(趣旨)

第1条 福知山公立大学学則第2条第1項及び福知山公立大学大学院学則第2条の規定に基づく福知山公立大学（以下「本学」という。）が行う自己点検・評価を適切に行うために必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の目的)

第2条 本学の教育研究及び地域貢献、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究活動等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、教育研究及び地域貢献活動の向上を図り、本学の理念及び目的の達成に寄与する。

(自己点検・評価の基本方針)

第3条 自己点検・評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 教育研究及び地域貢献活動の向上・改善に資すること
- (2) 学部及び研究科の特性を活かした特色ある教育研究（強みや魅力）の向上の視点で取り組むこと
- (3) エビデンスに基づいて自己点検・評価を実施すること

(自己点検・評価の実施内容)

第4条 自己点検・評価は、教育研究活動等に係る事項とする。

(評価期間)

第5条 自己点検・評価は、原則として1年間を単位として実施する。

(自己点検・評価の実施単位)

第6条 本学の自己点検・評価の実施単位は、次のとおりとする。

- (1) 全学的に実施する点検・評価
企画・評価委員会は、評価期間ごとに全学的な観点から点検・評価を実施する。
- (2) 部局等（学部、研究科、委員会、附属機関、事務局等をいう。以下同じ。）の自己点検・評価

部局等は、毎年度企画・評価委員会が指定する事項及び部局等が独自に定める事項について、自己点検・評価を実施する。

(自己点検・評価書の作成と公表)

第7条 企画・評価委員会は、自己点検・評価書を作成し、学長に報告する。

2 本学の自己点検・評価の結果は、ホームページに公表する。

(要領の改廃)

第8条 この要領の改廃は、企画・評価委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この要領は、令和2年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。